

令和6年5月15日

保護者の皆様へ

沖縄県立那覇国際高等学校長  
(公印省略)

## 令和6年4月～6月までの 学び直し支援金（授業料支援）の申請手続きについて

学び直し支援金制度は、授業料の支援制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、学び直し支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

### 記

- 提出書類 ① 沖縄県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書（様式1）  
② 保護者（親権者）等の令和5年度課税証明書等（市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額の確認できるもの。ただし課税標準額×6%の合計額が304,200円未満の場合は、調整控除額の記載はなくても可）  
※令和5年1月1日時点で生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書でも可。
- 提出期限 令和6年5月27日（月）
- 提出先 那覇国際高校事務室  
※個人情報保護のため、専用の封筒に封をして提出して下さい。
- 留意事項  
下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。  
(1) 正当な理由がなく提出期限までに書類の提出が無い  
(2) 保護者（親権者）等の「令和5年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上である

<問い合わせ先> 那覇国際高校事務室 担当者 楚南 TEL：098-860-5931